

国民健康保険税のお知らせ

本年度の納税通知書の発送は7/10(金)を予定しています。第1期の納期限は7/31(金)です。

納め忘れにご注意ください。

○税制改正に伴う変更があります

①税率の引き上げ

→県の示す令和5年度標準保険料率に合わせ、所得割および均等割の税率が引き上げとなります。

②賦課限度額(上限額)引き上げ

→世帯主およびその世帯に属する被保険者について算定した所得割、均等割の医療分の合計額の上限が引き上げられます。(※国基準)

改正前

令和7年度	医療分	支援金分	介護分
所得割	7.56%	3.19%	2.6%
均等割	43,400円	18,100円	18,900円
賦課限度額	660,000円	260,000円	170,000円



改正後

令和8年度	医療分	支援金分	介護分	子ども分
所得割	7.6%	3.3%	2.72%	0.3%
均等割	45,100円	19,000円	19,900円	2,200円
賦課限度額	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

○納税義務者は世帯主です

世帯主の方が国民健康保険以外の健康保険に加入している場合でも、世帯の中に国民健康保険の加入者が1人でもいれば、納税義務者(擬制世帯主)となります。

医療分、支援金分、介護分および子ども分を計算して合計したものが、世帯の1年間(4月から翌年3月まで)の国民健康保険税となります。年の途中で加入または脱退した場合は、その月数に応じて月割計算されます。

なお、医療分と後期分は加入者全員に、介護分は40歳以上65歳未満の加入者に、子ども分は18歳以上の加入者に課税されます。

子ども・子育て支援金制度が始まります

○子ども・子育て支援金制度とは

全世代や企業から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

○子ども・子育て支援納付金分の算出方法

子ども・子育て支援納付金分は、既存の国民健康保険税と同様に、被保険者の所得や人数などに応じて算出されます。

低所得世帯に対する軽減措置(7割・5割・2割軽減)、未就学児に係る均等割額の軽減措置、産前産後期間の軽減措置についても、既存の国民健康保険税と同様に適用されます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
普通徴収				●	●	●
特別徴収	○		○		○	
仮徴収						
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	●	●	●	●	●	
特別徴収	◎		◎		◎	
本徴収						

●普通徴収：現金または口座振替により納付(納期は8期)

○特別徴収：年金からの天引き

→年金受給の際に、国民健康保険税を差し引きます。

※特別徴収対象者の要件

1. 世帯主が国民健康保険の被保険者
2. 世帯内の国民健康保険加入者が65歳以上74歳以下
3. 世帯主が年額18万円以上の年金を受給している
4. 世帯主に係る国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金額の2分の1を超えていない

○こんな軽減措置があります！

*低所得世帯に対する均等割額の軽減

*未就学児に係る均等割額の軽減

*産前産後(一定期間)の軽減

国民健康保険税は、条件に応じて均等割または所得割が軽減措置の対象となる場合があります。

世帯被保険者のうち、税法上の被扶養者を除いて、町に前年度の所得情報の無い方(所得未申告者)がいる場合、国民健康保険税の正確な算定や軽減の判定ができませんので、ご注意ください。

また、未就学児については、均等割が5割軽減の対象となり、世帯の所得状況によっては、7割・5割・2割軽減後の均等割額がさらに5割軽減となります。

詳しくは、
町公式ホームページ
をご確認ください



○お問い合わせ 資格について

町民税務課 保険係 ☎(84)1965(直通)

国民健康保険税について

町民税務課 課税係 ☎(84)1966(直通)